

砥部町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月3日

砥部町監査委員 影浦 浩二
砥部町監査委員 三谷 喜好



1 監査の対象

入札執行状況について

（令和4年6月6日から令和4年11月21日までの執行分）

業種	件数	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
① 建設工事	45	927,546,400	844,422,198	91.0%
② 測量・建設コンサル	9	72,073,100	66,088,000	91.7%
③ 委託業務	22	73,753,428	65,439,616	88.7%
④ 物品・その他	4	13,876,390	11,766,492	84.8%
合計	80	1,087,249,318	987,716,306	90.8%

監査事案

(1) 4砥建橋維第2号町道町裏線（藤の瀬橋）橋梁修繕工事

業種	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
① 建設工事	20,280,700	17,558,873	86.6%

(2) 宮内地区保育所用地造成工事

業種	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
① 建設工事	35,590,500	35,200,000	98.9%

2 監査実施日

令和4年12月23日

3 監査の着眼点

一般競争入札参加資格の設定、指名競争入札に係る指名、予定価格の設定について、適正に行われているか。

4 監査の実施内容

町が発注した建設工事等に関し、入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を受け、監査対象のうち、監査事案を抽出し、監査を行った。

5 監査の結果

建設工事等に係る入札・契約制度の運用及び抽出された個々の監査事案に係る入札参加資格の設定及び指名業者の選定等の諸手続きについては、定められた基準等に従い、適正な方法により行われていた。

以上により、執行された入札及び契約手続きは適正に実施されたものと認める。